令和○年○月○日

理事各位（監事各位）

社会福祉法人○○○会

理事長　○○　○○

理事会への報告事項の通知について

社会福祉法第45条の14第９項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条の規定（理事会への報告の省略）に基づく、理事会に報告すべき事項は下記のとおりです。

なお、本通知により、当該報告事項の理事会への報告は省略させていただくことを申し添えます。

記

１　報告事項

　　(1) ○○○○について

　　(2) ○○○○について

２　連絡先

社会福祉法人○○○会　法人本部（担当○○）

電話　0596－○○－○○○○

|  |
| --- |
| 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】  （理事会への報告の省略）  第98条　理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。  ２　前項の規定は、社会福祉法第45条の16第３項の規定による報告については、適用しない。  ※定款に定めている3箇月に1回以上（4箇月を超える間隔で2回以上）の理事長等の職務執行状況の報告については、対象外であることに注意してください。 |